

阿武町柳橋分譲宅地供給ご案内

1 申込受付 随時 ※希望区画は先着順

2 申込受付場所 阿武町役場本庁2階まちづくり推進課

3 分譲地概要

- 所在地 阿武郡阿武町大字奈古字柳橋2976番42外
- 分譲区画数 29区画（平成30年度売出24区画、令和2年度売出5区画）
- 道路 アスファルト舗装幅5m・6m
- 地目 宅地
- 用途 専用住宅または併用住宅（建ぺい率70%）
- 電気 中国電力(株)
- ガス プロパンガス（購入者手配となります）
- 水道 簡易水道（申込先 阿武町役場 土木建築課）
- 下水道 集落排水（申込先 阿武町役場 土木建築課）
- テレビ ケーブルテレビ（申込先 萩テレビ(株)）
- 行政機関 阿武町役場本庁 徒歩6分
- 交通機関 JR奈古駅 徒歩5分
- 保育園 みどり保育園 徒歩3分
- 通学区 阿武小学校、阿武中学校 徒歩3分

4 分譲概要

- 分譲面積・価格は、別紙図面記載のとおりです。
- 宅地購入者（建売業者を含む。）は、売買契約締結後2年以内に住宅建設に着手し、3年以内に住宅の建築を完了し入居することが可能な方に限ります。（買戻特約を登記し2年以内に着手できない時には契約を解除します。なお、契約金額の返納に利子は付けません。）
- 宅地購入者は、購入後10年間は宅地を転売及び第三者へ譲渡（有償無償問わず）することができません（建売業者は除く。）。
- 申込は、1世帯1申込とし、隣接する2区画まで分譲が可能です。
- 所有者移転登記は、宅地代金完納後1ヶ月以内に阿武町役場が行います。
- 宅地代金の他に発生する主な費用は次のとおりです。
宅地売買契約に必要な収入印紙2千円、所有権移転登記に必要な登録免許税約3万6千円～5万3千円、簡易水道加入負担金6万円（接続時）など

5 申込方法

- 下記書類を、阿武町役場まちづくり推進課へ直接提出してください。
 - ①「阿武町柳橋分譲宅地申込書」※役場まちづくり推進課備付、または町Webサイトからダウンロード可。
 - ②居住予定者全員の「住民票（世帯主・続柄が記載されたもの、本籍は省略可）」
※法人の場合は「登記事項証明書」
 - ③居住予定者全員の「納税証明書」※市町村民税等に滞納のないことが分かるもの。
- 申込・問い合わせ先
〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地
阿武町役場 まちづくり推進課 TEL：08388-2-3111

6 自治会の加入

- 阿武町では、町内に43の行政区があり、それぞれの地区では地域の環境美化や住民相互の連絡、地域活動などの自治会活動を行っています。本分譲地は、「東方自治会」となりますので、住民となられる場合は、「東方自治会」の一員に加入され、地域活動へご協力をお願いします。